

(3) 要望事項のうち一部について対応済みのもの

構造特区第1次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部局課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|-------|---|--|---|-------|----------------------------|---|--------------|------------------|
| 3301 | 株式会社証券取引所の株式保有割合の規定適用除外 | 法律において「何人も、証券取引所の総株主の議決権の5%を超える議決権を取得し、保有してはならない」旨を規定 | 株式会社証券取引所の株式保有割合の規定適用除外 | 金融庁 | 総務企画局市場課 | 株式会社金融商品取引所の議決権の取得・保有については、既に総株主の議決権の20%未満まで可能とする措置を行っており、一定程度緩和済み(金融法103条の2)。 なお、本規定は、金融商品取引所の有する公共的性格に鑑み、特定の株主に影響されることなく適切に運営されることを担保するために設けられたものであり、株式保有割合の制限を特区といえども完全に適用除外とすることは適当ではない。 | 平成16年6月 | 03-3506-6000(代表) |
| 7305 | 通関・検疫の24時間・365日化、CIQ業務の自治体等への移譲 | 輸入動植物類の検疫は動物検疫所、植物防疫所が実施。 | 通関・検疫の24時間・365日化、CIQ業務の自治体等への移譲 | 農林水産省 | 消費・安全局植物防疫課 消費・安全局動物衛生課 | 港湾における動植物検疫の24時間・365日化については、平成16年7月より横浜港、東京港、名古屋港、神戸港、大阪港、門司港及び博多港において、平日の執務時間の延長、土日祝祭日の検疫業務の実施を行ったところ。 | 平成16年7月 | 03-3502-8111(代表) |
| 8802 | 図書館図書の有償貸出し(図書館施設・設備(器材)の有料使用を含む) | 図書館法第17条で、無料公開の原則について規定している。ただし、図書館法に規定する図書館の本来の業務を妨げない範囲において、施設・設備(器材)の有償貸出しは可能である。 | 図書館図書の有償貸出し(図書館施設・設備(器材)の有料使用を含む) | 文部科学省 | 生涯学習政策局社会教育課 | | 現行制度でも一部実現可能 | 03-5253-4111(代表) |
| 9309 | ホームヘルパーによる実施可能な身体介護の拡大 | 医師法は、国民保健の見地から、医師でなければ、医業をなしてはならないこととしており、医療関係資格を有していない者の医業の実施を禁止している。このため、医療関係資格を有していないホームヘルパーが医行為を行うことはできない。 | ホームヘルパーによる実施可能な身体介護の拡大 | 厚生労働省 | 医政局医事課 | 社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、一定の要件の下、介護士等がたんの吸引等の一部の医療的ケアを行うことが可能となったところ。 | 平成24年4月1日 | 03-5253-1111(代表) |
| 12101 | 公有水面埋立地の用途変更の制限期間(10年)の短縮化、撤廃 | 埋立てを行った者が公有水面埋立地の用途変更を行う場合、竣功認可の告示の日から10年間は、免許権者(都道府県知事又は港湾管理者)の許可が必要となっている。また免許権者が当該許可を行うときは、予め大臣協議が必要である。 | 公有水面埋立地の用途変更の制限期間(10年)の短縮化、撤廃 | 国土交通省 | 水管理・国土保全局水政課 港湾局総務課 | 制限期間の短縮については、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成18年法律第38号)により、公有水面埋立法の特例として、港湾管理者が港湾内における遊休地の有効活用を図るために一定の要件を満たす埋立地について、用途変更等の制限期間を竣功認可後5年に短縮することができる特例措置を設けているところ。 | 平成18年10月1日 | 03-5253-8111(代表) |
| 12509 | 都道府県の有する都市計画権限の市町村への委譲 | 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、区域区分を定めることとされている都市計画区域については、都道府県は、都市計画に、区域区分を定めることとされている。また、都道府県は、三大都市圏等において、都市計画に、用途地域を定めることができる。 | 都道府県の有する都市計画権限の市町村への委譲 | 国土交通省 | 都市局都市計画課 | 地域主権第2次一括法の公布(平成23年8月)により区域区分の決定権限は指定都市に移譲され、また地域主権第2次一括法施行令の公布(平成23年11月)により三大都市圏における用途地域の決定権限は市町村に移譲されたことにより一部措置済み。 | 平成24年4月1日 | 03-5253-8111(代表) |
| 12510 | 都市計画手続きにおける大臣又は知事の同意の簡素化 | 市町村は、都市計画を決定しようとするときは、都道府県の同意を得なければならない。都道府県は、大都市等に係る都市計画区域等に係る都市計画又は国の利害に重大な関係がある都市計画を決定しようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。 | 都市計画手続きにおける大臣又は知事の同意の簡素化 | 国土交通省 | 都市局都市計画課 | 地域主権第1次一括法の公布(平成23年5月)により、市の都市計画決定に際しての都道府県の同意が不要とされ、また三大都市圏等大都市における都市計画について国土交通大臣の協議・同意は不要とされたことにより一部措置済み。 | 平成23年8月2日 | 03-5253-8111(代表) |
| 12607 | 特定の建築物に対する採光など一般構造規定の緩和(学校、空きオフィスを転用した住宅など) | ・住宅の居室、学校の教室、病院の病室等には、採光のため一定面積以上の開口部を設けなければならない。・学校の教室の天井の高さは、一定以上でなければならない。 | 特定の建築物に対する採光など一般構造規定の緩和(学校、空きオフィスを転用した住宅など) | 国土交通省 | 住宅局建築指導課 | 建築基準法施行令改正(平成17年11月)により、学校(大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。)の教室でその床面積が50㎡を超えるものの天井高さについて、3m以上としなければならないこととする特別の制限が廃止された。 | 平成17年11月7日 | 03-5253-8111(代表) |

構造特区第2次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部局課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|---------|--|--|--|-------|--------------------------------|--|------------|------------------|
| 0402110 | 数字選択式宝くじの当せん金品の最高額の廃止 | 当せん金の最高金額は、加算式当せん金付証券で加算金のある場合は200万倍の範囲内とする。 | 沖縄観光の魅力の向上並びに国際的リゾート及び国民的な健康保養の場を形成するための財源確保を図る。(主として観光客を対象) 当せん金付証券法第5条第2項の当せん金品の最高額並びに宝くじ運営方針8号の基準の(4)の発売期間及び10当せん金品の(4)の当せん金品の最高額に関する制限について、数字選択式宝くじの当せん金品の最高額は、証券金額の200万倍と制限があり、また発売期間も短期間と制限がある。そのためが独自に観光客を対象にその誘客を目的に高額賞金が期待できるような魅力のある宝くじ発行とある程度の売上げを得るための発売期間に制限がかかっている状況にある。そのためその基準を適用除外とする。 | 総務省 | 自治財政局地方債課 | 「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成24年法律第18号)」による「当せん金付き証券法(昭和23年法律第144号)」の一部改正により、同法第5条第2項に規定する当せん金の最高金額に係る倍率を緩和した。(最高500万倍) | 平成24年4月1日 | 03-5253-5111(代表) |
| 0901200 | 医師以外の医療関係者による医行為の容認(ALS患者に対するホームヘルパーによる痰の吸引行為) | 気管内チューブ等にたまった痰等を吸引除去などの医行為については、患者の生命・身体に及ぼす危険性にかんがみると、医療関係資格を有していないホームヘルパーには認められていない。 | | 厚生労働省 | 医政局医事課 | 社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、一定の要件の下、介護士等がたんの吸引等の一部の医療的ケアを行うことが可能となったところ。 | 平成24年4月1日 | 03-5253-1111(代表) |
| 1203580 | 都市計画法の用途地域の決定、変更に関する手続の緩和 | 市町村の都市計画決定に際しては、都道府県の同意が必要。都市計画の決定に際しては、都市計画の案の縦覧等所要の手続が必要。 | 【特例の具体的な要望事項】 都市区画整理法の用途地域の決定、変更については事務手続きが煩雑なためこれを柔軟に対応しているため 【対象】 都市計画法第19条において都市計画の決定、また同第21条で都市計画の変更をするのに必要な手続き事項について 【内容】 当該要件を撤廃し市町村に権限を委譲すると共に手続きを簡素化し、まちづくり条例に権限を委譲する。 | 国土交通省 | 都市局都市計画課 | 地域主権第1次一括法の公布(平成23年5月)により、市の都市計画決定に際しての都道府県の同意が不要とされたことにより一部措置済み。 | 平成23年8月2日 | 03-5253-8111(代表) |
| 1204160 | 河川区域内の土地の占用許可期間の延伸(10年)と申請書類の簡素化 | 河川法24条、26条、27条により河川区域内の土地において占用、工作物を新築し、改築し、又は除去、掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為、竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 | 河川法を緩和し、占用許可の簡素化と占用期間の延長の特例措置を要望する。河川法第24条関係国土交通省令第12条第2項第6号の省略と河川敷地占用許可準則第6の占用期間をいづれも10年間に延長、河川法第26条関係国土交通省令第15条第2項第1・2・3号及び第6・7号の省略(24条と重複)、河川法第27条関係国土交通省令第16条第2項第5号及び第8号の省略等緩和することにより、事務の簡素化、河川の安定的施設整備が図られる。本指定を受ける事により、河川本来の基本的役割、河川法第24条、第26条、第27条を緩和し、この、目的を達成するため、河川管理者と市長の簡素化による占用協議で可能となる特例措置を講じられたい。なお、占用期間についても、市長申請による占用期間の期間延長の特例措置も講じられたい。河川法による占用協議の簡素化と、期間延長の特例措置。 | 国土交通省 | 水管理・国土保全局水政課 水管理・国土保全局河川環境課 | 事務連絡「河川土地占用許可申請の運用について」において、 ・河川法施行規則第12条において規定されている申請書類、添付資料については、従前より各機関において、規則第40条(許可申請書の添付図書の省略等)に則り、適切に運用されているところであると認識されるが、今後ともより一層の遵守に努めること。 ・規則第12条第2項第6号の「その他参考となるべき事項を記載した図書」については、申請者に対して提出を求める図書は、審査業務に際して必要な最小限のものとするよう簡素化に努めること。 等の通知を発出した。 | 平成24年3月29日 | 03-5253-8111(代表) |

(3) 要望事項のうち一部について対応済みのもの

| | | | | | | | | |
|--------------------|---|---|---|-------|------------------------|---|----------------------------|------------------|
| 1210030 1210070 | 公有水面埋立地の権利設定・用途変更の許可手続きの簡素化 | 埋立てを行った者が公有水面埋立地の権利の移転・設定を行う場合、竣功認可の告示の日から10年間は、免許権者(都道府県知事又は港湾管理者)の許可が必要となっている。また免許権者が当該許可を行うときは、予め大臣協議が必要である。 | 公有水面埋立法による埋立地の制限期間内における権利設定の手続きに関し、大臣協議を報告に要することも含めた手続きの簡素化を図り、社会経済情勢等の変化に対応した処分を行うように、臨海部の活性化を図る。公有水面埋立法第27条第3項に「都道府県知事は第47条第1項の国土交通大臣の認可を受けた埋立に関し第1項の許可をのみとすときは予め国土交通大臣に協議すべし」とある。大臣協議を報告に変更するなど、手続きについても社会経済情勢等の変化に対応できるよう、見直しを要望する。 | 国土交通省 | 水管理・国土保全局水政課 港湾局総務課 | 港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する港湾管理者の国土交通大臣への協議(公有水面埋立法27条3項、29条3項)については、当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、処分に係る公募開始前の包括事前協議ができることを明確化する等の協議に関するガイドラインを作成し、公表した。 | 平成25年6月28日 | 03-5253-8111(代表) |
| 1210050 | 公有水面埋立に係る用途変更等手続きの簡素化及び許可権限の地方公共団体への委譲並びに埋立背後地の無償譲与 | 埋立てを行った者が公有水面埋立地の用途変更、権利の移転・設定を行う場合、竣功認可の告示の日から10年間は、免許権者(都道府県知事又は港湾管理者)の許可が必要であり、免許権者が当該許可を行うときは、予め大臣協議が必要である。また、公共の用に供する国有地で埋立工事により不用に帰した埋立背後地の国有地は、有償又は無償で埋立権者に下附することができる。 | 近年の厳しい経済情勢や変化の激しい社会情勢を考慮すると、当初の埋立地土地利用計画にとらわれずに臨機応変に利用計画を変更して土地利用を図ることにより、弾力的に海洋観光産業等を誘致し、地域経済を活性化したい。 また、埋立背後地の無償譲与により、厳しい経済情勢下においてマリントウンに進出する企業へ廉価な土地を提供することが可能となり、地域経済活性化の促進につながる。公有水面埋立法第29条において、埋立地の用途と異なる利用については都道府県知事の許可、大臣の認可を受けることとなっていることについて、さらに、公有水面埋立法第27条において、埋立地に関する処分についても都道府県知事の許可、大臣の認可を受けることとなっていることについて、また、公有水面の埋立により不用に帰した国有地すなわち埋立背後地が国有財産法施行令第5条第1項第4号の引継不適当財産とされ、埋立免許権者が処分を行うものとされていることについて、市のような地方公共団体が実施している場合は、この用途変更許可手続きを簡素化するか、もしくは許可権限を市へ全面委譲する。さらに、埋立地の処分許可についても同様にする。また、公有水面の埋立により不要に帰した国有地(埋立背後地)を地方分権推進に基づいた法定外公共物に係る国有財産の譲与の対象とする。 | 国土交通省 | 水管理・国土保全局水政課 港湾局総務課 | ①当初の埋立地土地利用計画にとらわれずに臨機応変に利用計画を変更することについては、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成18年法律第38号)により、公有水面埋立法の特例として、港湾管理者が港湾内における遊休地の有効活用を図るために一定の要件を満たす埋立地について、用途変更等の制限期間を竣功認可後5年に短縮することができる特例措置を設けているところ。 ②港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する港湾管理者の国土交通大臣への協議(公有水面埋立法27条3項、29条3項)については、当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、処分に係る公募開始前の包括事前協議ができることを明確化する等の協議に関するガイドラインを作成し、公表した。 | ①平成18年10月1日 ②平成25年6月28日 | 03-5253-8111(代表) |
| 1211020 | 本邦内で発着する旅客等の運送の許可申請に係る申請期間の緩和 | 第130条の2及び航空法施行規則第234条の2において、外国籍航空機の航行及び本邦に発着する運送に係る許可申請は、予定期日10日前(本邦内に事務所又は代理人を置いていない場合の運送許可については30日前)までに行わなければならない。 | 国際チャーター便(旅客・貨物)の路線就航を促進するため、航空法第126条、第130条の2及び航空法施行規則第230条、第234条において、外国籍航空機の航行及び本邦に発着する運送に係る許可申請は、予定期日10日前(本邦内に事務所又は代理人を置いていない場合の運送許可については30日前)までに行わなければならないことについて、緊急の際は緩和するよう特例措置を設ける。 | 国土交通省 | 航空局ネットワーク部航空事業課 | 航空法第130の2の許可については、航空法施行規則の一部を改正する省令(平成17年国土交通省令第7号)によって、商用目的で本邦に入国する個人若しくは商用目的で本邦に入国する法人の役員(これらの者に随行する者を含む。)のみの運送する場合又は商用目的で本邦から出国する個人若しくは商用目的で本邦から出国する法人の役員(これらの者に随行する者を含む。)のみの運送する場合にあつては、三日前までよいと措置した。 | 平成17年2月 | 03-5253-8111(代表) |

構造特区第3次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|--------|----------------------|---|--|-------|---------------------|---|-----------------------|------------------|
| 040480 | 地方公務員の育児休業取得期間の制限の廃止 | 3歳に満たない子を養育する職員が育児休業及び部分休業を取得可能。 | ①財務会計関連規定の条例への委任 ②教育委員会の設置自由化 ③自治法上の「住民」概念の拡大(一定の条件により屋間区民まで拡大) ④事務の委託規制の緩和(滞納整理の委託及び悪質な滞納債権を民間業者に売却、業者登録業務の委託) ⑤自治体独自の任用制度の導入(職員の本人希望による休業制度の導入、職員の育児休業取得期間の制限の廃止) | 総務省 | 自治行政局公務員部公務員課 | ⑤について、地方公務員法の一部改正(平成19年法律第46号)により、自己啓発等休業を法定し、大学等課程の履修等のための職員の希望による休業制度について措置。 | 平成19年8月1日 | 03-5253-5111(代表) |
| 030010 | コミットメントライン借主法人要件の特例 | コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が①資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条第1項)、②資本金額が3億円を超える株式会社、③特定債権等譲渡業者(特定債権等に関する事業の規制に関する法律第2条第5項)、④特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定されている。 | 特区内において、経済的弱者保護を強化しつつ、中小株式会社又は株式会社以外の法人(有限会社、相互会社、医療法人、学校法人、その他公益法人)に対してコミットメントラインという便宜性・透明性の高い資金調達手段を広く提供する。具体的には、コミットメントラインの現行規制に欠けているコミットメントフォー上限規定及び適格債主基準を導入し、併せて適格債主基準を大幅に緩和する特例措置である。 | 金融庁 | 総務企画局企画課信用制度参事官室 | 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成23年法律第49号)により、特定融資枠契約に係る手数料が利息制限法及び出資法の「みなし利息」の適用除外になる借り手の範囲を一定の中堅企業(資本金の額にかかわらず純資産額10億円超の株式会社)や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大された。 | 平成24年4月1日 | 03-3506-6000(代表) |
| 050290 | | | | 法務省 | ①民事局参事官室 ②刑事局刑事課 | 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成23年法律第49号)により、特定融資枠契約に係る手数料が利息制限法及び出資法の「みなし利息」の適用除外になる借り手の範囲について、一定の中堅企業(資本金の額にかかわらず純資産額10億円超の株式会社)や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大された。 | 平成24年4月1日 | 03-3580-4111(代表) |
| 081110 | 大学の設置認可に係る申請日の延期 | 大学の設置認可を受けようとする者は、開設前々年度の3月末までに申請するものとする。大学院大学、専門職大学院の設置認可を受けようとする者は、開設前年度の5月末までに申請するものとする。 | アジアでのビジネス展開を目指す内外企業の集積を図り、地域の経済活性化を推進するため、海外の優秀な人材の確保や海外からの投資意欲の向上、博多港の国際ゲートウェイ機能の強化につながる外国人の在留資格要件の緩和(「投資・経営」、「企業内転勤」、「留学」資格活動の範囲拡大等)や外国人による会社設立要件の緩和、カポタージュに係る規制の緩和などについての提案をおこなう。 | 文部科学省 | 高等教育局高等教育企画課大学設置室 | 平成15年度は特区制度初年度であり、法令整備等の状況を勘案して、特別に当該年度に限り申請の時期を延長したものの | 【一時的措置対応】 平成15年度限定 | 03-5253-4111(代表) |

構造特区第4次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|--------|--------------------------|---|---|-------|-------------------|--|-----------------------|------------------|
| 030090 | 投資信託委託等の認可における資本金要件の撤廃 | 資本の額が1億円以上であること。 | 投資法第九条の一 財産的基礎の規定を該法人固有の規定にまで緩和すること。資本金規制を撤廃し、投資信託業務への参入を容易にする。 | 金融庁 | 総務企画局市場課 | 投資信託委託等の認可に係る最低資本金額は、平成16年に1億円から5千万円に引き下げられた。 | 平成16年4月 | 03-3506-6000(代表) |
| 070210 | 不開港における外航船錨地利用方法の改善 | 外国貿易船の船長は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、当該外国貿易船を不開港に出入させてはならないこととされている。また、不開港出入の許可は、税関における監視取締り上の観点から、原則として外国貿易船が開港を経由して不開港に出入する場合に限り行うものとされている。ただし、修繕のため不開港に出入する場合及び税関において取締り支障がないと認められる場合においてはこの限りでないこととされている。なお、不開港に入港する場合には、あらかじめ、不開港出入許可手数料の納付が必要。 | 関税法96条により、開港の港域は、政令で定めるものを除く他、港則法に基づく港の区域による。と規定されている。規制の特例として、提案者の事業所に入港する船舶について、水島港外の不開港区域を開港とみなす。 | 財務省 | 関税局監視課 | 「ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区」における対応にて、以下の取組を実施済み。 関税法基本通達を改正し、積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちを必要とする場合(当該開港の港域が狭域であることにより当該不開港においてバース待ちをすることがむを得ないと認められる場合に限り)には、不開港出入の許可を不要とすることを明示した。 とん税法及び特別とん税法基本通達を改正し、開港に入港した外国貿易船が当該開港を積荷の準備等の都合によりバースを待たず一時出港し、待機のみを目的として当該開港に近接する不開港に入港した後、当該開港に再入港する場合は、当該再入港の際のとん税及び特別とん税を非課税とすることを明示した。 | 平成24年7月1日 | 03-3581-4111(代表) |
| 081160 | 大学の設置認可に関する申請日の延期 | 大学を開設する場合は、大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則(平成3年12月17日文部省令第46号)第1条により、当該大学を開設しようとする年度の前年度の4月30日までに文部科学大臣に設置認可申請をすることとなっている。 | 大学を開設する場合、年度の前年度の6月30日までに大学設置申請をすることになっているが、特区事業に関しては、これを2003年度に認められた特例と同様、10月に延期する。 | 文部科学省 | 高等教育局高等教育企画課大学設置室 | 平成15年度は特区制度初年度であり、法令整備等の状況を勘案して、特別に当該年度に限り申請の時期を延長したものの | 【一時的措置対応】 平成15年度限定 | 03-5253-4111(代表) |
| 090121 | 保育所の施設整備費の補助対象者の拡大(学校法人) | 補助制度において、保育所の施設設備の整備については、補助対象が社会福祉法人に限られている。 | 現在は保育所施設整備に対する国庫補助金の補助対象は、社会福祉法人に限られている。よって、幼保一元事業を展開するため保育所施設を整備する場合には、補助対象を社会福祉法人に限らず広く幼稚園設置者にまで拡大すること。 | 厚生労働省 | 雇用均等・児童家庭局保育課 | 幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合については、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)第14条の規定に基づき、当該保育所の施設整備について、国費補助を行う整備対象施設設置の設置主体として、社会福祉法人等に限らず学校法人も対象とされている。 | 平成18年10月1日 | 03-5253-1111(代表) |

(3) 要望事項のうち一部について対応済みのもの

| | | | | | | | | |
|--------|----------------------|--|--|-------|---------------|---|-----------------------------|------------------|
| 090190 | 幼稚園と保育所の施設基準の統一と柔軟化 | 保育所の施設の最低基準については、児童福祉施設最低基準によって規定されている。 | 未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために「幼稚園」と「保育所」の施設基準を統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。また、地域事情等に応じて、自治体等が多様な住民ニーズに機敏に応えられるよう、全国画一の施設基準を柔軟化する。 | 厚生労働省 | 雇用均等・児童家庭局保育課 | ①平成24年8月に3党合意に基づき成立した子ども・子育て関連3法において、認定こども園制度を改善し、学校と児童福祉施設としての機能を併せ持つ新たな幼保連携型認定こども園については、認可基準等を一本化し、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供することとされている。 ②保育所の認可基準について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等において、児童福祉法第45条等の改正がなされ、都道府県等が保育所の設備及び運営について条例で基準を定めることとされ、都道府県等が当該条例を定めるに当たって従うべき基準及び参酌すべき基準については厚生労働省令で定めることとされた。 | ①平成27年度を目途に本格施行 ②平成24年4月 | 03-5253-1111(代表) |
| 121010 | 市街化区域編入について市町村への権限移譲 | 区域区分に関する都市計画は、都道府県が定める | ・都市計画法の区域区分の指定について、市町村へ権限移譲 ・農振農用地除外の規制緩和 | 国土交通省 | 都市局都市計画課 | 地域主権第2次一括法の公布(平成23年8月)により区域区分の決定権限は指定都市に移譲されたことにより一部措置済み。 | 平成24年4月1日 | 03-5253-8111(代表) |
| 122180 | 外国人の公営住宅入居時の資格の緩和 | 公営住宅法第23条の規定により、公営住宅の入居者資格を有するのは以下の要件を具備する者とされている。 ○同居親族を有すること ○所得水準が一定以下であること ○住宅に困窮していること | 公営住宅法第23条の条件を緩和し特区内起業かのはこの条件を当てはめない。 | 国土交通省 | 住宅局住宅総合整備課 | 同居親族要件については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、公営住宅法を改正し、同居親族要件を廃止したことにより措置済(平成24年4月)。 | 平成24年4月 | 03-5253-8111(代表) |

構造特区第5次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|---------|-----------------------------|---|--|-------|--------------|---|---------------------------------------|------------------|
| 0430510 | 市町村財政自立特区 | <平成17年度まで>地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を得なくてはならない。<平成18年度以降>地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。※都道府県知事による起債許可(協議)に係る事務は、地方自治法上の法定受託事務である。 | ○現在、地方財政法に基づき、市町村が地方債を起こすためには知事の許可が必要(平成18年度以降は協議)となっているが、県は市町村の財政運営を管理監督できないため、市町村は起債も含め自己責任で自主的に財政運営を行う必要がある。○このため、市町村が起債を起こすに当たり、起債の一部く交付税措置のない民間資金債の場合>について、知事の関与(許可、協議)を廃止し、市町村の財政運営の自主性を高めるとともに市町村財政の健全化を図る。 | 総務省 | 自治財政局地方債課 | 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」による「地方財政法(昭和23年法律第109号)」の一部改正により、地方債協議制度については、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から一部見直し、平成24年度より、財政状況が普通の団体が発行する民間資金債に係る地方債届出制度を導入した。 | 平成24年4月1日 | 03-5253-5111(代表) |
| 0510340 | 電子化された戸籍原簿(サーバ)のアウトソーシングの容認 | 電子化された戸籍原簿(サーバ)については、戸籍法第8条の戸籍正本と同等の位置付けであり、市町村長が管理しなければならない。 | 地元民間IDCを活用した戸籍システムのアウトソーシングによる電子自治体構築 | 法務省 | 民事局民事第一課 | 平成20年3月28日付け法務省民一第1633号民事局民事第一課長回答により、一定の要件を満たした場合、民間データセンターに戸籍バックアップサーバを設置すること、平成24年7月12日付け法務省民一第1800号民事局民事第一課長回答により、一定の要件を満たした場合、民間データセンターに戸籍正本(メイン)サーバを設置することについて認容している。 | 平成24年7月12日 | 03-3580-4111(代表) |
| 0610040 | 商用目的等で訪日する中国人に対する査証免除 | ・商用目的等で訪日する中国人については短期滞在査証の取得が必要となる。 | これまでにない「大交流時代」に入った21世紀において、福島空港を「人・ものの交流拠点」として機能を拡充し、地域や企業が直接世界と交流し、あるいは競争する機会を増やすことが、地域経済の活性化と地域雇用の創造につながる。このため、ビザの免除及び空港の運用時間の継続の迅速化を行い、就航先からの観光客の誘致・交流の促進を図るとともに、海外への企業進出や対日投資を活発化させ、地域経済の活性化・国際化を促進する。 | 外務省 | 領事局外国人課 | 東北三県(岩手県、福島県、宮城県)を訪問する中国人個人観光客に対し、数次有効の短期滞在査証を発給することとした。 | 平成24年7月1日 | 03-3580-3311(代表) |
| 0730340 | 国有財産処分方法の見直し | 国が契約を締結する場合においては、一般競争入札によることを原則としているが、政令で定める「公共用、公用又は公益事業の用に供するための必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。」等については、随意契約ができることとされている。 | 企業の土地意識が所有から賃貸へと移行している状況で、国有地処分及び開発に民間資金を誘導するための新たな対策が必要である。そこで、国有財産の処分方法の制限を緩和するなど対策を講じる。具体策としては、①国有財産処分方法の見直し②国有地に対する事業用借地権の導入③国有財産処分に対する地方自治体の提案制度の導入を図る。期待される効果として、①既存市街地と一体となった土地利用②地域のまちづくり計画に沿った都市形成の実現③民間資金導入の促進と、地域経済の活性化が挙げられる。 | 財務省 | 理財局国有財産業務課 | 未利用国有地については、公用・公共用の利用を優先とし、地方公共団体等から取得等要望がなかった場合には、速やかに一般競争入札により売却を行っているところであるが、入札に付しても売却に至らない財産、売却が困難と見込まれる財産については、事業用定期借地権が設定できるよう「売却困難財産等に関する事業用定期借地権の設定について」通達を制定(平成24年3月)。 | 平成24年3月2日 | 03-3581-4111(代表) |
| 0730360 | 国有地に対する事業用借地権の導入 | 未利用国有地については、現下の厳しい財政状況に鑑み、早期に処分して税外収入の確保に寄与することとしている。 | 企業の土地意識が所有から賃貸へと移行している状況で、国有地処分及び開発に民間資金を誘導するための新たな対策が必要である。そこで、国有財産の処分方法の制限を緩和するなど対策を講じる。具体策としては、①国有財産処分方法の見直し②国有地に対する事業用借地権の導入③国有財産処分に対する地方自治体の提案制度の導入を図る。期待される効果として、①既存市街地と一体となった土地利用②地域のまちづくり計画に沿った都市形成の実現③民間資金導入の促進と、地域経済の活性化が挙げられる。 | 財務省 | 理財局国有財産業務課 | 未利用国有地については、公用・公共用の利用を優先とし、地方公共団体等から取得等要望がなかった場合には、速やかに一般競争入札により売却を行っているところであるが、入札に付しても売却に至らない財産、売却が困難と見込まれる財産については、事業用定期借地権が設定できるよう「売却困難財産等に関する事業用定期借地権の設定について」通達を制定(平成24年3月)。 また、社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体への定期借地による貸付制度(平成22年8月)及び、社会福祉法人への直接貸付制度(平成23年3月)による、事業用定期借地を導入している。 | 平成22年8月27日 平成23年3月31日 平成24年3月2日 | 03-3581-4111(代表) |
| 0830420 | 幼稚園と保育所制度の一元化 | 幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。 | 特区構想全体への展開に先立ち、先行事例として芝浦アイランド地区において幼保一元施設の経済的社会的効果等を把握する。芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超え、一体的な制度を創設する。午前中は幼児教育を中心に行い、午後は預かり保育を20時15分まで行うことを想定しています。3期休業は廃止すると共に食育の観点から給食を実施します。また幼稚園教諭と保育士の勤務条件の同一化をはかり同一クラス編成を実施します。また公設民営方式の運営方式の導入も検討します。 | 文部科学省 | 初等中等教育局幼児教育課 | 平成18年に、就学前の子どもに教育、保育を総合的に提供し、地域における子育て支援を実施する「認定こども園」制度を創設したところである。 なお、現行の認定こども園制度で指摘された課題も踏まえ、昨年8月に認定こども園法の一部改正法を含む子ども・子育て関連3法が成立し、 ① 幼保連携型認定こども園制度の改善による認可・指導監督等を一本化すること ② 認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」を創設すること 等について、法律上規定されたところ。 | 平成27年4月 | 03-5253-4111(代表) |
| 0830920 | 学校設置会社による学校設置事業の全国実施 | | 保護者の子育てに関する価値観も多様化してきている中、就学前教育の重要性を踏まえ、保護者のニーズにあった幼児育機能充実施設を整備し、幼稚園、保育園の区別なく地域の特色を生かした環境のもとで小学校教育につなげていく幼保一元化を早期に実現させていただきたい。また、現行の幼稚園設置基準を最低基準から標準的な目安に変更し、幼保一元化施設の設置を容易にすることで、地域に多様な教育・保育サービスを提供するとともに、柔軟的なサービスを提供するためにも、現在、構造改革特区に認められている学校教育法第2条の株式会社学校の適用を全国的に認めていただきたい。 | 文部科学省 | 初等中等教育局幼児教育課 | 幼保一元化については、平成18年に、就学前の子どもに教育、保育を総合的に提供し、地域における子育て支援を実施する「認定こども園」制度を創設したところである。 なお、現行の認定こども園制度で指摘された課題も踏まえ、昨年8月に認定こども園法の一部改正法を含む子ども・子育て関連3法が成立し、 ① 幼保連携型認定こども園制度の改善による認可・指導監督等を一本化すること ② 認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」を創設すること 等について、法律上規定されたところ。 株式会社立学校については、平成24年度の特区分において、学校経営や不適切な事例等が指摘され「是正」されたところ。 | 平成27年4月 | 03-5253-4111(代表) |

(3) 要望事項のうち一部について対応済みのもの

| | | | | | | | | |
|---------|-----------------------------|---|--|-------|---------------------------------|---|-------------|------------------|
| 1230400 | 臨港地区変更(解除)関連の地区計画決定要件の緩和 | 市町村が都市計画を決定しようとするときは、市町村都市計画審議会(当該市町村に審議会が設置されていないときは、都道府県都市計画審議会)の議を経るとともに、一定のものについては、都道府県と協議し、同意を得なければならない。 | 三大都市圏等における都市計画決定に係る権限移譲は不十分である。その為、地域の実情に応じた都市計画がタイムリーに行う事が出来ない。そこで、中核市への包括的移譲と関与の見直しによって、地域の状況に即応した都市計画決定が可能とし、都市再生をスムーズに行う事が可能となる。平成15年3月に閉鎖された住友重機械工業(株)浦賀船塀工場用地は臨港地区である為に、事業化の目的が立ち難く、事業者の開発意欲が低下している。本提案では「中核市が港湾管理者と協議の下、土地利用の方針を定めた場合、臨港地区変更(解除)に関連する手続きを簡素化・決定権の移譲により、民間開発意欲を促進させ、開発を促進させるものである。 | 国土交通省 | 都市局都市計画課 | 地域主権第1次一括法の公布(平成23年5月)により、市の都市計画決定に際しての都道府県の同意が不要とされたことにより一部措置済み。 | 平成23年8月2日 | 03-5253-8111(代表) |
| 1230720 | 立体道路制度の弾力的運用 | 立体道路制度の対象となる道路は、都市計画法、道路法及び建築基準法上一定の条件に該当する道路に限定されている。 | ・立体道路制度の既存道路への適用 ・立体道路制度の自動車専用道等以外への適用 | 国土交通省 | 都市局都市計画課 道路局路政課 住宅局市街地建築課 | 都市再生特別措置法を改正(平成23年4月27日法律第24号)し、特定都市再生緊急整備地域内において、都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域(重複利用区域)を都市計画に定めることにより、既存の一般道路の上空を活用した、道路空間と建築物の一体的利用を行うことができることとした。 また、同改正法の施行にあわせ道路法施行令を改正し、重複利用区域内の道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場を道路占用許可対象物件に追加した。 | 平成23年10月20日 | 03-5253-8111(代表) |
| 1231360 | 未利用国有地の売り払いの原則(一般競争入札)の特例措置 | 現行制度において国有地の売却は一般競争によることが原則である | 八尾空港西側跡地を地域のまちづくりに活かすとともに、国有地を効率的に処分するためには、一般競争入札だけではなく、事業コンベンなど多様な手法による方法を採用できる特例を会計法はもとより、関係法令通達等に盛り込んでいただきたい。 | 国土交通省 | 航空局予算・管財室 | 平成16年の八尾市からの提案は、八尾空港西側跡地について、広域経済の活性化及び雇用創出のため、地域のまちづくりに沿った都市機能の導入を望んでいることから、当該跡地の売却に際しては、地元自治体と協議のうえ、一般競争入札に条件付けを行うことや、事業コンベン手法が可能となるよう法令通達の改正を求めたものであった。 その後、地元市である八尾市及び大阪市から、まちづくりに配慮した効果的な跡地処分検討会議の設置について国に要望され、平成22年3月に、近畿財務局、大阪航空局、八尾市、大阪市の4者からなる「八尾空港西側跡地検討会議」を設置した。この中で、できるだけ地元の意向が反映されるよう売却手法等について検討を行っているところ。 なお、売却時期は最速で平成27年頃となる見込みである。 | 平成27年 | 03-5253-8111(代表) |

構造特区第6次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|--------|--|---|--|-------|---------------------------------|---|---------------------------|------------------|
| 030010 | 現行の財務諸表の注記事項等(営業報告書、附属明細書を含む)に雇用・労働関係などの社会的責任投資の具体的な情報を記載すること及びその実効性を担保するための新たな資格制度の創設 | 証券取引法は、投資者保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的としており、このような観点から、上場会社等に対して、当該会社の経営の状況その他の事業の内容に関する重要な事項を有価証券報告書等において開示することを義務づけている。経営の状況においては、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して真実な内容を表示することを目的として、財務諸表及び連結財務諸表を記載することとされており、その細則は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」において定められている。 | 法定の財務諸表の注記項目に従業員および労働関係の状況の記載を法定化する。たとえば労働災害の発生数とそれに伴う補償額や引当金繰入額、災害防止費用額、障害者雇用数とそれに伴う奨励金額または納付金額、離職率、従業員の年齢構成、定年年齢、派遣労働者及び業務請負業者の利用状況、ストックオプションの付与の有無など。加えて証券取引法監査・商法特例法監査などの対象となっていた企業の範囲を拡大する。すなわち従業員数に基づいた適用規模の要件を加え、医療法人、社会福祉法人(たとえば従業員数100名以上の法人・企業を対象とするなど)なども一元的な会計ルールにおける財務諸表の開示対象法人とする。 | 金融庁 | 総務企画局企業開示課 | ①財務諸表は、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して真実な内容を表示することを目的として作成されるものであり、財務諸表等規則において、重要な会計方針や重要な後発事象等について注記が求められている。また、当規則において特に定める注記以外についても、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項がある場合には、注記が求められており、法定化すること適当ではないと考える。 なお、平成18年に財務諸表等規則等を改正し、ストック・オプションの付与に関する注記が求められることとなった。 ②証券取引法監査(現金商品取引法監査)及び商法特例法監査(現金社法監査)などの対象範囲の拡大については、証券取引法(現金商品取引法)において、投資者保護の観点から、上場会社、有価証券の募集を行った会社等を財務諸表の開示及び監査の対象としており、従業員数を基準の要件に加えることは適当ではないと考える。 なお、医療法人のうち、医療法に規定する社会医療法人債は、平成19年の金融商品取引法施行令等の改正により、金融商品取引法第3条第2号に規定する企業内容等の開示を行わせることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当な有価証券とされたことから、当該債券を発行する社会医療法人については、金融商品取引法上の開示規制の対象としている。 | ①平成18年4月25日 ②平成19年4月1日 | 03-3506-6000(代表) |
| 050040 | 電子化された戸籍原簿のアウトソーシングの可能化 | 電子化された戸籍原簿(サーバ)については、戸籍法第8条の戸籍正本と同等の位置付けであり、市町村長が管理しなければならない。 | ①電子化された戸籍原簿(サーバ)のアウトソーシングを可能とする。 ②「電子化された戸籍原簿(サーバ)」は、市役所と専用回線で結ばれた範囲内であれば「市役所内に設置されている」とみなす。 | 法務省 | 民事局民事第一課 | 平成20年3月28日付け法務省民一第1633号民事局民事第一課長回答により、一定の要件を満たした場合は、民間データセンターに戸籍バックアップサーバを設置すること、平成24年7月12日付け法務省民一第1800号民事局民事第一課長回答により、一定の要件を満たした場合、民間データセンターに戸籍正本(メイン)サーバを設置することについて認容している。 | 平成24年7月12日 | 03-3580-4111(代表) |
| 090270 | 民間ヘルパーによる人工呼吸器使用者のための痰の吸引行為の容認 | 医師でなければ、医業をなしてはならない。看護師でない者は、療養上の世話又は診療の補助を行うことを業としてはならない。 | 医師法等の規制=「痰の吸引は医療行為に含まれる為、民間のヘルパーが業務として行う場合には医師法に違反する」に特例措置を設け、体の自由の利かない重度の身体障害者で人工呼吸器を使用している場合に民間のヘルパーに痰の吸引行為を認める。 | 厚生労働省 | 医政局医事課 | 社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、一定の要件の下、介護士等がたんの吸引等の一部の医療的ケアを行うことが可能となったところ。 | 平成24年4月1日 | 03-5253-1111(代表) |
| 090280 | 小中学校教職員が医師の指示のもとで障害のある児童生徒の介助業務の医療的ケアを行うことの可能化 | 医師でなければ、医業をなしてはならない。 | 医師法第17条の特例により、主治医・学校医の指示と看護師の指導のもと、実践的シミュレーション研修を受けた当該校教職員が、保護者の同意を受け、口腔までの吸引・経管栄養・自己導尿補助などをおこなう。 | 厚生労働省 | 医政局医事課 | 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成16年10月20日付け厚生労働省医政局長通知)において、一定の要件の下、盲・聾・養護学校の教員が、たんの吸引等一部の医療的ケアの実施を可能としたところ。 | 平成16年10月20日 | 03-5253-1111(代表) |
| 120290 | 立体道路制度の弾力的運用 | 立体道路制度の対象となる道路は、都市計画法、道路法及び建築基準法上一定の条件に該当する道路に限定されている。 | ・立体道路制度の既存道路への適用 ・立体道路制度の自動車専用道等以外への適用 | 国土交通省 | 都市局都市計画課 道路局路政課 住宅局市街地建築課 | 都市再生特別措置法を改正(平成23年4月27日法律第24号)し、特定都市再生緊急整備地域内において、都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域(重複利用区域)を都市計画に定めることにより、既存の一般道路の上空を活用した、道路空間と建築物の一体的利用を行うことができることとした。 また、同改正法の施行にあわせ道路法施行令を改正し、重複利用区域内の道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場を道路占用許可対象物件に追加した。 | 平成23年10月20日 | 03-5253-8111(代表) |

構造特区第7次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|-------|-----------|-------|-------------|------|--------|-------|---------|------|
|-------|-----------|-------|-------------|------|--------|-------|---------|------|

(3) 要望事項のうち一部について対応済みのもの

| | | | | | | | | |
|---------|----------------------|--|--|-------|--------------|--|-------------|------------------|
| 0830290 | 幼稚園と保育所制度の一元化 | 幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。 | 特区構想全体への展開に先立ち、先行事例として芝浦アイランド地区において幼保一元施設の経済的社会的効果等を把握する。芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。午前中は幼児教育を中心に行い、午後は預かり保育を20時15分まで行うことを想定しています。3園休業は廃止すると共に食育の観点から給食を実施します。また幼稚園教諭と保育士の勤務条件の同一化をはかり同一クラス編成を実施します。また公設民営方式の運営方式の導入も検討します。 | 文部科学省 | 初等中等教育局幼児教育課 | 平成18年に、就学前の子どもに教育、保育を総合的に提供し、地域における子育て支援を実施する「認定こども園」制度を創設したところである。 なお、現行の認定こども園制度で指摘された課題も踏まえ、昨年8月に認定こども園法の一部改正法を含む子ども・子育て関連3法が成立し、 ① 幼保連携型認定こども園制度の改善による認可・指導監督等を一本化すること ② 認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」を創設すること等について、法律上規定されたところ。 | 平成27年4月 | 03-5253-4111(代表) |
| 0930100 | 医師法第17条に基づく医師業務の運用緩和 | 医師でなければ、医業をなしてはならない。看護師でない者は、療養上の世話又は診療の補助を行うことを業としてはならない。 | 医療的ケアの必要な児童生徒は、保護者等が付き添えない場合、普通学校へは通学できなくなるといわれているので、医師等の研修を受けた小中学校の教職員が、たんの吸引等が必要な児童生徒の医療的ケアを行えるようにして、医療的ケアの必要な児童生徒が、保護者等の付き添いなくとも地域の普通学校への通学できるようにする。 | 厚生労働省 | 医政局医事課 | 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成16年10月20日付け厚生労働省医政局長通知)において、一定の要件の下、盲・聾・養護学校の教員が、たんの吸引等一部の医療的ケアの実施を可能としたところ。 | 平成16年10月20日 | 03-5253-1111(代表) |

構造特区第8次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部局課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|---------|----------------------|--|---|-------|--------------|--|---------------------------------------|------------------|
| 0730130 | 国有地(未利用地)の使用制限の緩和 | 未利用国有地については、現下の厳しい財政状況に鑑み、早期に処分して税外収入の確保に寄与することとしている。 | 国有地の定期借地を要望するのは、定期借地の浸透が著しく民間未利用地の確保が非常に困難であるため、国が優先して行うことで定期借地権の民間への普及促進を図る。尚、国有財産法の普通財産の貸付条件を緩和し借地方式を拡充させれば上物の公的コントロールが可能となり良好なまちづくりが行いやすくなる。 | 財務省 | 理財局国有財産業務課 | 未利用国有地については、現下の厳しい財政状況に鑑み、売却処分による税外収入の確保を図ることとしており、定期借地は次の内容に限定して行っている。 社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体への定期借地による貸付制度を導入(平成22年8月)。 社会福祉法人への直接貸付制度を導入(平成23年3月)。 売却困難財産を対象とした事業用定期借地による貸付制度を導入(平成24年3月)。 | 平成22年8月27日 平成23年3月31日 平成24年3月2日 | 03-3581-4111(代表) |
| 1130030 | 蒸気タービンによる発電 | 工場等の余剰蒸気を用いた汽力発電所についても、一般の汽力発電所と同様、保安規程の届出、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画の届出、使用前安全管理検査等が必要である。また、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査についても、該当する設備がある場合は、必要である。 | 現行法では、蒸気タービンと誘導電動機の組合せの発電設備(添付資料9-1、9-2)は電気事業法に該当するが、例えば、以下の①~④の条件を満たした場合は、電気事業法に該当しないとする。①発電を業としない(発電所を有しない)事業所が設置する場合、②限定的な規模(例えば発電量300kW)以下の場合、③発電量が自家使用電力を上回らない範囲の場合、④動力源が余剰エネルギーの利用に限定される場合(発電のために新たに作った動力源でないこと)(補足・詳細説明は添付資料9-3) | 経済産業省 | 商務流通保安G電力安全課 | 工場の未利用蒸気を活用する発電設備について発電出力300kW未満、最高使用圧力2MPa未満であってボイラーが労働安全衛生法の適用を受けるなど一定の条件を満たす汽力発電設備については、工事計画の届出及びボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするよう「電気事業法施行規則」(平成7年通商産業省令第77号)改正(平成23年3月14日公布・施行)等を実施している。 ただし、事業用電気工作物としての保安確保のため、保安規程届出等の規制は残しており一部実施となる。 なお、電気事業法の保安に係る法目的は、電気工作物に対する公共の安全を確保するものであり、用途により適用範囲が免除されるものではない。 | 平成23年3月 | 03-3501-1511(代表) |
| 1230160 | 市街化調整区域における農産物直売所の設置 | 市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が開発許可をすることができることとなっている。 | 都市計画法第29条、第34条では、市街化調整区域での開発行為を制限しているが、「農業者又は農業協同組合が、原則として当該農業者又は農業協同組合が所在する都市計画区域内で生産、加工した農林水産物等を、自ら販売する用に供する建築物(いわゆる農産物直売所)」について、同法第34条第1項第4号あるいは都市計画法施行令第20条第1項第1号に定める施設としての判断が可能かどうか、明確化されたい。また、判断が不可能な場合には、都市計画法施行令第20条第1項に「農産物直売所」を追加するなど、提案が実現できるよう対応いただきたい。 | 国土交通省 | 都市局都市計画課 | 平成22年12月に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律が制定された。「農産物直売所」については、この法律に基づき総合事業化計画に記載される農林水産物の販売施設と位置づけることにより、当該施設に係る開発行為についての開発許可権者の同意及び当該「総合事業化計画」についての農林水産大臣の認定を得たときには、当該計画に即して行われる開発行為は都市計画法第34条の基準を満たすものとみなすこととした。 | 平成23年3月1日 | 03-5253-8111(代表) |

構造特区第9次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部局課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|---------|-----------------------|---|---|-------|--------------------------------|---|------------|------------------|
| 1120270 | 補助金等の交付決定取消の適用除外 | 各省各庁の長は、補助事業者が、補助金等への他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分と違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 | 補助金を財源に達成した基金の使途を拡大した場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条(決定の取消)に該当し交付金返還の事案も想定されるが、本規定を適用しない特例を設ける。 | 経済産業省 | 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電源地域整備室 | 「電源立地地域対策交付金の運用について(通達)」を平成25年1月に一部改正し、電源立地地域対策交付金で達成した基金の使途や計画内容の変更が出来るようにしたため、一部実現。 | 平成25年1月29日 | 03-3501-1511(代表) |
| 1220430 | 都市計画の決定権限の市町への移譲【新規】 | 都道府県が一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設に関する都市計画として、政令で道路法第3条の一般国道又は都道府県道の他の道路で、車線の数が四以上のもの、自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)第二条第五項に規定する一般自動車ターミナル、公園、緑地、広場又は墓園で、面積が十ヘクタール以上のものについては、都道府県決定とされている。 | 県の定める都市計画のうち、1の市町村の区域を超える広域の見地から調整を図る必要のないものとして市町村管理の次の都市施設の都市計画(2以上の市町村の区域にわたるものは除く)を市町村の定める都市計画として移譲する。① 政令第9条第2項第1号ロにおけるその他の道路(自動車専用道路を除く)② 政令第9条第2項第3号における一般自動車ターミナル③ 政令第9条第2項第5号における公園、緑地、広場又は墓園で面積が50ヘクタール未満のもの | 国土交通省 | 都市局都市計画課 | 地域主権第2次一括法施行令の公布(平成23年11月)により、その他の道路のうち自動車専用道路でないもの、一般自動車ターミナル及び公園、緑地、広場又は墓園で十ヘクタール以上のもの(国又は都道府県が設置するものを除く。)の決定権限が市町村に移譲されたことにより一部措置済み。 | 平成23年11月 | 03-5253-8111(代表) |
| 1220450 | 土地利用基本計画策定に係る国への協議の廃止 | 都道府県が土地利用基本計画を策定又は変更する場合には、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。 | 都道府県が策定する「土地利用基本計画」は、策定及び変更の際に国土交通大臣への協議・同意が必要であるが、この手続きを廃止し、必要以上の国の関与は廃止すべき。 | 国土交通省 | 国土政策局総合計画課 | 土地利用基本計画の策定及び変更の際の国土交通大臣への同意付協議については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の規定を改正し、国の関与を単純な「協議」へと変更したことにより、措置済み。 | 平成23年4月28日 | 03-5253-8111(代表) |

構造特区第11次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部局課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|---------|-----------------|--|--|------|--------|---|-----------|------------------|
| 0720181 | 成田・羽田の戦略的・一体的活用 | 外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署等相互間に限り、外国貨物のまま運送(保税運送)することができる。輸出の許可後において貨物の積出港を変更する場合には、変更申請書に輸出許可書を添付して提出することにより行い、輸出許可書に記載されている積出港等を訂正の上、保税運送が承認される。 | 「アジア・ゲートウェイ構想」により、成田空港・羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進する。 | 財務省 | 関税局監視課 | 地方空港国内ULDを成田・羽田で外貨ULDに積み替えずに済むようにすることについては、関税局長通達「国際輸送に使用される航空貨物輸送器具の取扱いについて」(平成23年財関第747号)を発出し、国内線・国際線の航空機への搭載に関する手続等の簡素化を実現したことにより、他空港から国内ULDに結んで輸送されてきた貨物を外貨ULDに積み替えることなく、国際線航空機に搭載することが可能となっていることから、措置済み。 | 平成23年7月1日 | 03-3581-4111(代表) |

(3) 要望事項のうち一部について対応済みのもの

| | | | | | | | | |
|---------|-----------------------|--|--|-------|------------|---|------------|------------------|
| 0920970 | 医学部入学定員要件の緩和 | 当該協議決定において、引き続き医学部定員の削減に取り組むとされている。 医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認める。医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進。 | 「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。 | 厚生労働省 | 医政局医事課 | 平成20年度より継続的に医学部入学定員を増員しており、平成24年度の定員は過去最大規模である8,991人としている。また、平成25年度には医学部入学定員の上限を引き上げ、これを踏まえて50人の定員を増員し、平成19年度より1,416人の増員としている。 | 平成20年より | 03-5253-1111(代表) |
| 0920980 | | | 新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。 | 厚生労働省 | 医政局医事課 | 平成20年度より継続的に医学部入学定員を増員しており、平成24年度の定員は過去最大規模である8,991人としている。また、平成25年度には医学部入学定員の上限を引き上げ、これを踏まえて50人の定員を増員し、平成19年度より1,416人の増員としている。 | 平成20年より | 03-5253-1111(代表) |
| 1220040 | 土地利用基本計画策定に係る国への協議の廃止 | 都道府県が土地利用基本計画を策定又は変更する場合には、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。 | 都道府県が策定する「土地利用基本計画」は、策定及び変更の際に国土交通大臣への協議・同意が必要であるが、この手続きを廃止し、必要以上の国の関与を廃止すべき。 | 国土交通省 | 国土政策局総合計画課 | 土地利用基本計画の策定及び変更の際の国土交通大臣への同意付協議については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の規定を改正し、国の関与を単純な「協議」へと変更したことにより、措置済み。 | 平成23年4月28日 | 03-5253-8111(代表) |

構造特区第13次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|---------|---|---|--|-------|---------|--|---|------------------|
| 0920440 | 非医療職の福祉職員による社会福祉施設等での医療的ケアの実施規制の緩和または特区申請 | 医師でなければ、医業をなしてはならない。 | 社会福祉施設等において、介護職ができる業務の範囲を拡大し、重度障害者に対する比較的安価な医療的ケアの非医療職の職員による実施を認める | 厚生労働省 | 医政局看護課 | 社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、一定の要件の下、介護士等がたんの吸引等の一部の医療的ケアを行うことが可能となったところ。 | 平成24年4月1日 | 03-5253-1111(代表) |
| 1220140 | 過疎地域における移動制約者を対象とした自治会等による有償運送事業に係る道路運送法上の登録要件の特例制度創設 | 道路運送法に基づく過疎地有償運送の運行主体は、特定非営利活動法人等の営利を目的としない法人に限られる。また、過疎地有償運送は、運営協議会において協議が調っていることを登録要件としている。 | 地理的・社会的条件から交通条件が著しく低下し、高齢者等移動制約者の通院等生活に支障が生じている過疎地域における過疎地有償輸送については、次の通り見直しいただきたい。 ○道路運送法にかかわらず自治会等も過疎地有償輸送の主体として認めること。 ○地域の生活交通維持対策の必要性から、市町村の総合判断によることとし、運営協議会の開催は不要とすること。 | 国土交通省 | 自動車局旅客課 | ○自治会等を過疎地有償輸送の主体として認めることについて、地方自治法に規定する認可地縁団体については、道路運送法施行規則の一部を改正する省令(平成22年国土交通省令第4号)により、運送主体として追加済み。 なお、現在、地方分権改革有識者会議において、国の事務・権限の地方自治体への移譲に向けた検討が進められており、自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲に係る具体的方策についても、現在、同会議 地域交通部会で検討されているところ。 | 地方自治法に規定する認可地縁団体の追加については平成22年3月に措置済み。 自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲に係る具体的方策の結論時期については未定。 | 03-5253-8111(代表) |

構造特区第15次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|---------|--------------------------|--|--|-------|---------------------------------|---|---------|------------------|
| 0920490 | 日本版「コンパッションノート・コース」制度の導入 | 厚生労働大臣の製造販売の承認を受けていない医薬品は製造販売することはできない | 重篤な疾病であり、代替的治療法がない場合などについては、人道的見地から、限定的に承認薬の製造、輸入、販売等の禁止を解除する制度を導入する。 | 厚生労働省 | 医薬食品局審査管理課口 | 平成24年1月の厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会におけるとりまとめを踏まえ、パイロットスタディの実施を検討中である。 | 平成24年1月 | 03-5253-1111(代表) |
| 2020010 | NPO法人の利益配分と認定NPO法人要件の緩和 | (定義) 第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。 2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。 一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。 イ・ロ(略) 二(略) (原則) 第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。 2(略) (その他の事業) 第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。 2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。 第四十六条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。 【租税特別措置法施行令】 (認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例) 第三十九条の二十三 法第六十六条の十一の二第三項に規定する省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 一 実績判定期間における経常収入金額(イに掲げる金額をいう。次項において同じ。)のうちに寄附金等収入金額(ロに掲げる金額(財務省令で定める要件を満たす法人にあつては、ロ及びハに掲げる金額の合計額)をいう。次項において同じ。)の占める割合が三分の一以上であること。 イ～ハ(略) 12 法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けようとする法人が平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に第四項の申請書を提出した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一」とあるのは、「五分の一」とする。 | ・現行法で規制されているNPO法人の利益配分について、一定の要件(限定された地域の限定されたNPO法人と各事業の収益補完としての認定NPO法人を含む事業体)を満たしている場合、特定事業間の利益配分としての相互補完を可能とする。 ・寄付金に頼らず、事業からの収入を主とする為、認定NPO法人の要件であるPST基準を緩和する。 | 内閣府 | 政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(市民活動促進担当) | PST基準の緩和については、平成23年度税制改正により、認定要件の1つであるPST基準に関して、従来の相対値基準に加え、絶対値基準及び条例個別指定の導入を決定(3つのうちいずれかを選択可能に)。また、パブリック・サポート・テストにより、総収入に占める寄附金の割合が一定程度以上であることが求められるが、この基準値は本来3分の1以上であるところ、平成23年度末までは特例として5分の1以上とされていたが、平成23年度税制改正大綱に「PST要件における総収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合の特例を廃止し、その割合を3分の1以上とする基準を5分の1以上とします。」とされたことに合致した措置として、恒久化された。 | 平成23年度 | 03-5253-2111(代表) |

構造特区第16次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|--------|---------------------------------|--|--|-------|-------------|---|-------------|------------------|
| 050030 | ベトナム人介護福祉士への就労在留資格の認定 | 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法に掲げられる在留資格をもって在留しなければならない。介護分野の業務は、全体としては外国人の受け入れを認めている専門的・技術的分野の業務としての評価が確立していないため、該当する在留資格はない。 | 現在、ベトナム人看護師は、日本へ留学して日本における看護師資格を取得した後、一定期間(最長7年)、日本の医療機関での就労が認められる在留資格(医療)が適用されているが、介護士についても、日本において介護福祉士の資格を取得後、一定期間(最長5~7年程度)の就労を認可される在留資格を付与していただきたいこと。 例えば、「人文知識・国際業務」、「技能」、「特定活動」など既存の分類の適用、または新規分類の開設。 | 法務省 | 入国管理局総務課企画室 | 出入国管理及び難民認定法施行規則を改正し、平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡に基づき、介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定できるよう、措置済み。 | 平成25年1月28日 | 03-3580-4111(代表) |
| 090030 | 小中学校における障害のある児童生徒への介助業務の医療的支援特区 | 医師でなければ医業をなしてはならない。 | 医師法第17条の特例により、医療的支援の必要な児童生徒と保護者の同意のもと、学校の教職員が、主治医など、医師による指導や保護者との連携において、実践的な研修を受けることにより、常駐する看護師資格を有する介助員の業務の補完として、痰の吸引や経管栄養等を、直接対象児童生徒に行うことができることとし、万全の学校体制を確立する。 | 厚生労働省 | 医政局医事課 | 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成16年10月20日付厚生労働省医政局長通知)において、一定の要件の下、盲・聾・養護学校の教員が、たんの吸引等一部の医療的ケアの実施を可能としたところ。 | 平成16年10月20日 | 03-5253-1111(代表) |

(3) 要望事項のうち一部について対応済みのもの

| | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|-------|--|---|------------|------------------|
| 090050 | ベトナム人介護福祉士への就労在留資格の認定 | 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法に掲げられる在留資格をもって在留しなければならない。介護分野の業務は、全体としては外国人の受け入れを認めている専門的・技術的分野の業務としての評価が確立していないため、該当する在留資格はない。 | 現在、ベトナム人看護師は、日本へ留学して日本における看護師資格を取得した後、一定期間(最長7年)、日本の医療機関での就労が認められる在留資格(医療)が適用されているが、介護士についても、日本において介護福祉士の資格を取得後、一定期間(最長5〜7年程度)の就労を認可される在留資格を付与していただきたいこと。 例えば、「人文知識・国際業務」、「技能」、「特定活動」など既存の分類の適用、または新規分類の開設。 | 厚生労働省 | 職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用 | 法務省では、出入国管理及び難民認定法施行規則を改正し、平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡に基づき、介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定できるよう、措置済み。 | 平成25年1月28日 | 03-5253-1111(代表) |
| 120160 | 慣行水利権のかんがい用水を活用した小水力発電施設整備における流水占用許可の見直し | 水力発電規模の大小にかかわらず、河川の流水を占用するためには、河川法第23条に基づき、許可を得なければならない。許可の申請は、河川法施行規則第11条に基づき、申請書及び必要図書を提出して行う。 | ○かんがい用水を活用して小水力発電の河川法第23条の許可処分を受けるにあたっての前提条件(慣行水利権の許可化)の廃止。 ○河川法施行規則第11条の改正(同条に定める申請図書の一部省略) | 国土交通省 | 水管理・国土保全局水政課水利調整室 水管理・国土保全局河川環境課流水管理室 | ○慣行水利権のまま小水力発電の許可申請を行うことは可能であり、「従属発電等のための水利使用の許可手続について」(平成23年2月25日水政課長及び河川環境課長通知)にて、河川管理者等関係者に周知を実施済み。 ○慣行水利権における農業用水を利用した従属発電に係る水利使用許可手続の簡素化の検討を行う。 | H25年度検討開始 | 03-5253-8111(代表) |

構造特区第17次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|--------|--|--|--|-------|------------------|---|-------------|----------------------|
| 070020 | 不開港にある保税工場の造船所に修繕のために入港する船舶については、入出港等の手続き等を開港と同等の扱いとし、負担軽減を図る。 | 《外国貿易船》 外国貿易船とは、外国貨物を積んで本邦と外国との間を往來するのが通常である船舶をいう。 《不開港》 不開港とは、港、空港、その他これらに代わって使用される場所で、開港及び税関空港以外のものをいう。なお、法には不開港の港域についての規定はないが、同一不開港に隣接した区域等で、社会通念上、同一の不開港とみなすことが妥当である区域は同一の不開港とみなしている。 《不開港出入手続》 不開港は外国貿易のために閉ざされた港湾又は空港であり、税関の監視取締り体制が整備されていないことから、税関では取締りの万全を期するため、原則として税関長の許可を得なければ外国貿易船や外国航空機の不開港への出入りを認めない。但し、①検査のみを目的として検査区域に出入りする場合、②遭難その他やむを得ない事故がある場合(入渠待ちのみの場合を含む。))には、税関長の許可を受けることなく不開港に出入りすることができる。 《不開港出入許可手数料》 不開港出入の許可を受ける者に対する課徴金(法令に基づき、行政措置の実効性を確保するために国が徴収する金銭)である。 《とん税及び特別とん税》 外国貿易船が我が国の開港に入港した際に課される国税であって、外国貿易船の開港入港という事実をその課税原因とし、その外国貿易船の純トン数を課税標準として課されるもの。 | 不開港にある造船所に修繕のために入出港する船舶についての入出港手続き、転錨、不開港手数料の納付等については、開港に比べ著しく不利な扱いとなっている。例えば、千年港(不開港)にある常石造船に修繕のために入港する船舶の入出港手続き等は、隣接する尾道糸崎港(開港)の造船所に比べ著しく不利な扱いとなっており、コスト面の競争力を低下させ、ひいては国際競争力の低下につながっている。修繕のために不開港に入出港する船舶については、開港に準じた手続を認める。 ① 外国貿易船が外国から直接不開港に入港するためには、検査指定港(税関手続きが可能な開港)で検査手続き並びに開港法に基づく不開港出入許可を事前に受けなければならない。これを無検閲の場合であっても、法令遵守体制の確立した保税工場の造船所に入港する船舶に対しては、これら手続きを不開港入港後に行えることとする。(別紙詳細説明あり) ② 不開港における船舶の移動・転錨は、複数の不開港への入港とされ、それぞれの投錨場所について入港手続きと手数料の納付義務を負うのに対し、開港域については転錨は単なる港内移動として入港手続きもトシ税納付義務もない。不開港の造船所に修繕のために入港する船舶については、開港と同様、沖合投錨並びに作業員の乗下船は入渠修繕のための一連の行為とみなして、入港手続き(手数料納付)を必要としない扱いとする。(別紙詳細説明あり) ③ 外国貿易船への入港税であるトシ税、不開港手数料が、「修繕のみの目的で入港する船舶」についても課税され、さらに、開港ではトシ税の納税義務が発生しない場合であっても不開港では「不開港出入手数料」が徴収され、また建造された新造船についても同様で、不開港の造船所が著しく不利な扱いとなっている。「修繕のみの目的で入港する船舶」については入港税の対象から除外し、さらに不開港の造船所に対する不利な取り扱いを撤廃する。(別紙詳細説明あり) 以上により、開港の造船所に比べ不利な不開港の造船所の負担を軽減し、国際競争力の強化策を講じるものである | 財務省 | 関税局監視課 | ②開港法基本通達を改正し、船舶の修繕のため不開港に直接出入する船舶で、バース待ちをする必要があるため目的地的不開港に近接する区域に停泊する場合において、取締上支障のないと認める場合には、当該目的地的不開港と当該隣接する区域を同一の不開港とみなすことができる旨を規定した。(開港法基本通達2-12(2)) | 平成22年7月1日 | 財務省-03-3581-4111(代表) |
| 090310 | ハローワークの職業紹介に関する事務の先行移管 | 国の出先機関原則廃止に向けた道筋を早期に示すため、国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度を創設する。 そのため、ハローワーク(公共職業安定所)の職業紹介に関する事務について、埼玉県に先行移管する。併せて、業務の民間委託ができる制度を創設する。 また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。 | ハローワークの職業相談・職業紹介や求人受付などの事務を県へ移管すれば、地域の総合的行政機関である県が一元的に労働行政を展開できるようになる(県は産業界や教育界、市町村との太いネットワークがあるので、その強みを活かし、労働行政を産業政策や福祉政策・教育政策と一体的・戦略的に展開できる。)。 その際、マニッパマンで専門的なサポートが必要な若者、女性の方々に、カウンセリングやスキルアップ、職業紹介をターゲットにサポートするため、民間のノウハウを活用することで、より効果的に行うことができる。 その結果、求人の拡大や雇用のミスマッチの解消により、失業率の低下につながる。 また、現行制度では認められていない国と地方の間の人材相互派遣制度が創設されれば、事業の性質や事業量に応じて柔軟な人材活用が可能となる。 | 厚生労働省 | 職業安定局総務課 | 平成24年8月に、埼玉県からの提案に基づいて埼玉県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月より「ハローワーク特区」が開始され、埼玉県が行う各種支援と埼玉労働局が行う各種支援を一体的に実施している。 この枠組みの中で、埼玉県と埼玉労働局の間で人事交流も行われている。 | 平成24年10月29日 | 03-5253-1111(代表) |
| 090490 | ハローワーク求人情報の民間職業紹介事業者等との共有化 | ハローワークは、憲法第22条に基づく職業選択の自由及び憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施している。 ハローワークで受理した求人(求人事業主がハローワーク以外への公開を希望しないものを除く)については、ハローワークインターネットサービスにおいて公開しており、職種、地域などの条件で検索し、活用することが可能である。 有料又は無料の職業紹介事業を行う民間職業紹介事業者は、ハローワークインターネットサービスを閲覧し、職種、地域などの条件で検索することにより、必要とする求人情報を入手でき、求人事業主に確認の上、求人を受理すれば、職業紹介を行うこともできる。 民間職業紹介事業者が保有する求人情報のうち、求人者及び職業紹介事業者が求人情報の掲載を希望するものについては、厚生労働省が運営する「しごと情報ネット」において公開しており、ハローワークは、公開された求人情報を入手することが可能である。 民間職業紹介事業者が保有する求職者情報についても、求職者本人の同意がある場合は、ハローワークに提供することが可能である。 | ハローワークの求人情報を公的就业支援機関、民間職業紹介事業者に提供できるよう規制緩和を求める。 | 厚生労働省 | 職業安定局総務課首席職業指導官室 | 地方公共団体からの求めがあった場合には、ハローワークの有する求人情報のデータによる提供や、情報誌に加工しての提供などを実施している。 | 平成10年3月27日 | 03-5253-1111(代表) |

構造特区第18次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|---------|------------------------------|---|---|-------|----------|--|------------|------------------|
| 0620030 | 沖縄県において、中国からの団体旅行者に対する観光促進事業 | 61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。 | 中国人の団体観光客が、沖縄県へ観光目的のため直行便で入帰国する際に限り、無査証(ビザなし)入国を認める | 外務省 | 領事局外国人課 | 沖縄を訪問する中国人個人観光客に対し、数次有効の短期滞在査証を免給することとした。 | 平成23年7月1日 | 03-3580-3311(代表) |
| 0920040 | 病床過剰地域において病床を設置する際の医療法適用除外等 | 既存病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では、都道府県は、病院開設・増床に対して、中止を勧告している。 医療法施行規則第30条の32の2第1項各号に掲げる病床については、病床過剰地域であっても、都道府県は、厚生労働大臣の同意を得た数を基準病床数に加えて、病院開設・増床の許可を行うことができる。 | 病床過剰地域において病院の病床を設置しようとする場合は、その対象を医療法施行規則に掲げる特例病床に限って、かつ厚生労働省の同意を得た場合にのみ設置が可能である。 しかし、地域において必要とされる病床機能は個々の実情に応じて異なるものであり、国の統一的基準により、地域に必要な病床の適時適切な配置が阻害されている。このため、特例病床の基準を都道府県において設定可能とするよう改め、特例病床設置に当たって厚生労働省の同意を要するとする医療法の規定を適用除外とする。 | 厚生労働省 | 医政局指導課口 | 全国知事会と協議の上、特例病床の協議を早めるため、あらかじめ算定式を都道府県へ示すこととし、平成25年4月24日付で都道府県宛に通知を発生した。 | 平成25年4月24日 | 03-5253-1111(代表) |
| 1220040 | 都市計画決定する際の国・県の同意要件の適用除外 | 都道府県が定める都市計画のうち、三大都市圏等大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域における都市計画又は国の利害に重大な関係がある都市計画については、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされている。また、市町村が都市計画を定めようとする際には、都道府県知事への同意を要する協議が必要とされている。 | 現在、県が都市計画の決定又は変更をする際には国の同意が必要であり、市町村が都市計画の決定又は変更をする際には、県の同意が必要である。 現在、地域主権改革推進一括法により、県の都市計画について必要な国の同意の一部を不要とし、さらに、市町村の都市計画について必要な県の同意のうち市に関する同意のみを不要とする都市計画法の改正が予定されている。 しかし、地域主権推進の観点から、これらの同意要件をすべて適用除外することを求める。 | 国土交通省 | 都市局都市計画課 | 地域主権第1次一括法の公布(平成23年5月)により三大都市圏等大都市における都市計画について国土交通大臣の協議・同意は不要とされ、また市の都市計画決定に際しての都道府県の同意が不要とされたことにより一部措置済み。 | 平成23年5月 | 03-5253-8111(代表) |

(3) 要望事項のうち一部について対応済みのもの

| | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|-------|-------------|--|---------------------|------------------|
| 1220100 | 管理受託者のインセンティブとなる国営明石海峡公園の弾力的な管理運営体制の構築 | 国営公園については、公園維持管理業務を入札により民間事業者等に外部委託をしている。また、国営公園の公開日時及び入園料については、国土交通大臣(公開日時については地方整備局長に委任)が定めるとされている。 | ①管理受託者の努力により得た入園料収入の一定額を、利用者にとって魅力のあるイベント開催等の原資として活用したい。 ②企画割引等を管理受託者が自由に行えるよう、入園料の減免手続の弾力的な運用。 ③管理受託者の主体的な判断による開園時間の延長ができるよう、国との変更手続の簡素化。 | 国土交通省 | 都市局公園緑地・景観課 | (※) 平成24年度に、企画割引に関する社会実験を実施 | 【社会実験で実施】 平成24年度 | 03-5253-8111(代表) |
| 1220170 | 都市計画手続きの弾力的運用 | 区域区分に関する都市計画については、都道府県が定めることとされている。市町村が都市計画を決定する際には、都道府県知事の同意を要する協議が必要である等広域調整の手続きが必要とされている。 | 地方都市を活力あるまちとするため、まちづくりに多大な影響をおよぼす、大規模開発案件について、特区のエリア内では、市町村のまちづくりに合致している等の条件を満たす場合には、開発ができるように開発事務の弾力的な運用を可能とする。 | 国土交通省 | 都市局都市計画課 | 地域主権第1次一括法の公布(平成23年5月)により、市の都市計画決定に際しての都道府県の同意が不要とされたことにより一部措置済み。 | 平成23年5月 | 03-5253-8111(代表) |
| 1220300 | 都市計画権限の地方分権化の推進 | 指定都市の区域内においては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び都市再開発方針等並びに高速自動車国道、一般国道、阪神高速道路等一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設については、都道府県が定めるが、その他の都市計画については、すべて指定都市が定めるものとされている。 | 大阪市内における都市計画に係る府から市への決定権限の委譲をさらに推し進める。 | 国土交通省 | 都市局都市計画課 | 地域主権第2次一括法の公布(平成23年8月)により、区域区分及び都市再開発方針等の決定権限は指定都市に移譲され、また地域主権第2次一括法施行令の公布(平成23年11月)により、高速自動車国道、一般国道、阪神高速道路等の決定権限が政令指定都市に移譲されたことにより一部措置済み。 | 平成23年8月 | 03-5253-8111(代表) |

構造特区第19次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|--------|--|---|---|-------|---------------------|--|--|------------------|
| 090030 | 基準病床数を算定する際に加減算についての権限付与 | 各都道府県が地域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定式により算定し、「既存病床数」が「基準病床数」を超える地域(病床過剰地域)では、都道府県は、病院開設・増床に対して、中止を勧告している。 | 基準病床数の算定方法を都道府県独自の加減ができるようにする | 厚生労働省 | 医政局指導課 | 全国知事会と協議の上、特例病床の協議を早めるため、あらかじめ算定式を都道府県へ示すこととし、平成25年4月24日付で都道府県あてに通知を発生した。 医療計画に定める基準病床については、各都道府県が新たな医療計画で設定した基準病床数の算定の状況や疾病・事業及び在宅医療ごとの数値目標の達成状況等について、都道府県からの情報把握を十分に行ううえで、次期医療計画の策定に向け、医療計画作成指針の見直しについて必要な検討を行うこととしている。 | 平成25年4月24日 | 03-5253-1111(代表) |
| 090040 | 特例病床の許可に際して必要な厚生労働大臣への協議の廃止 | 既存病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では、都道府県は、病院開設・増床に対して、中止を勧告している。 医療法施行規則第30条の32の2第1項各号に掲げる病床については、病床過剰地域であっても、都道府県は、厚生労働大臣の同意を得た数を基準病床数に加えて、病院開設・増床の許可を行うことができる。 | 特例病床の許可に際して必要な厚生労働大臣への協議を廃止 | 厚生労働省 | 医政局指導課口 | 全国知事会と協議の上、特例病床の協議を早めるため、あらかじめ算定式を都道府県へ示すこととし、平成25年4月24日付で都道府県あてに通知を発生した。 | 平成25年4月24日 | 03-5253-1111(代表) |
| 090050 | 家庭的保育事業(保育ママ)における面積基準・保育者の配置基準を「参酌すべき基準」とし、それら基準の設定権限、指導監督権限の市町村への移譲 | 家庭的保育事業の実施主体は市区町村、指導監督権限は都道府県等(政令市、中核市を含む)にある。また、家庭的保育事業の面積基準や保育士の配置基準などの最低基準については国が定めている。 | ・家庭的保育事業(保育ママ)における面積基準及び保育者の配置基準を「参酌すべき基準」とすること ・同基準の設定権限、指導監督権限を保育の実施主体である市町村に移譲すること | 厚生労働省 | 雇用均等・児童家庭局保育課 | 平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく新制度で、家庭的保育事業は市町村認可事業として地域型保育給付の対象と位置づけられた。家庭的保育事業の認可基準は、市町村が条例で基準を定めることとされ、市町村が当該条例を定めるに当たって従うべき基準及び参酌すべき基準については内閣府令で定めることとされ、保育室及びその面積に係る基準については、参酌基準とすることとしているほか、市町村が事業の認可・指導監督を実施することとしている。なお、家庭的保育事業等に従事する者及びその員数は、従うべき基準とされている。 | 早ければ平成27年4月予定(子ども・子育て支援新制度の本格施行時。なお、子ども・子育て関連3法は、平成24年8月に成立済み) | 03-5253-1111(代表) |
| 110050 | ガソリンに関する燃料の規格の緩和 | 自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品確法」という。)の3法律においてそれぞれ規格を定めているものであるが、道路運送車両法及び品確法での燃料規格は、大気汚染防止法第19条第1項及び第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率1.3%までを規定している。また、品確法及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%(E5)までと規定している。 大気汚染防止法においては、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率1.3%までと規定しており、許容限度以上にバイオ燃料が混合された燃料については、これに対応していない車両に使用した場合は大気汚染への影響があることから、認められていない。 | ガソリンに係る燃料の規格について、エタノールが容量比3%以下とされているところ、10から20%以下まで引上げを定める。 | 経済産業省 | 資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課 | ガソリンへのエタノール含有量については、経済産業省令第262号により、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和52年通商産業省令第24号)を改正し、揮発油規格について、エタノールの上限を10%としたこと等により一部実現。 | 平成24年4月1日 | 03-3501-1511(代表) |
| 120200 | 関係市町村による柔軟な都市計画の策定 | 区域区分に関する都市計画、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき一定の地域地区、都市施設、一定の根幹的都市施設等に関する都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。市町村が定めた都市計画が、都道府県が定めた都市計画と抵触するときは、その限りにおいて、都道府県が定めた都市計画が優先するものとする。 | 全ての都市計画について市町村が定めることができることとするとともに、一の市町村の区域を超える広域的見地から決定すべき地域計画として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画については、関係市町村による協議会を設置して共同で、又は関係市町村による事務組合等により定めることができることとし、併せて、市町村が定める都市計画の都道府県の都市計画への適合義務を、「参酌すること」に改めることを求める。 | 国土交通省 | 都市局都市計画課 | 地域主権第2次一括法の公布(平成23年8月)により、都道府県決定とされていた都市計画の一部の決定権限が市町村又は指定都市に移譲されたことにより一部措置済み。 | 平成23年8月 | 03-5253-8111(代表) |
| 120240 | 旅行業登録等に伴う要件の緩和 | 旅行業法上、旅行業の登録や営業の開始に当たっては、営業所ごとに旅行業務取扱管理者を選任すること、営業保証金の供託等の一定の要件を満たすことが必要とされている。 | 現行法で規定されている旅行業の登録要件について、一定の要件を満たし、その自治体内を観光させる場合には、旅行業務取扱主任者の選任と営業保証金の供託を免除可能とする。 | 国土交通省 | 観光庁観光産業課 | ・旅行業法施行規則を改正(平成24年12月14日公布、平成25年4月1日施行)し、限定された区域のみで旅行業務を行うとする者の旅行業への参入を容易化するため、新たな旅行業区分として「地域限定旅行業」を創設。 ・地方公共団体が、地域限定旅行業が選任する旅行業務取扱管理者について、当該旅行業務取扱管理者の業務に支障がないと認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、認定された特区の区域内に在する地域限定旅行者の営業所においては、地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者について、他業者との兼任を認める。 | 平成25年5月 | 03-5253-8111(代表) |

構造特区第20次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|---------|----------------------------------|---|--|-------|----------|--|------------|------------------|
| 0920030 | 薬局薬剤師によるクリーンルーム(無菌調剤室)の共同使用による調剤 | 薬剤師法第22条において、薬剤師は、医療を受ける者の居宅等(居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。)において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならないとされている。 | 調剤業務において薬剤の準備(計量、注射液の混合、錠剤の粉砕等)については、構造設備上一定の基準を満たしている薬局で行うこととあるが、無菌状態による調剤をしなければならない場合、当該薬局にクリーンルーム(無菌調剤室)が無い薬局は、薬局薬剤師が、調剤の一部(薬剤の準備)を構造設備上一定の基準を満たしている「薬局以外の施設」で行うことを認めて頂きたい。 ※「薬局以外の施設」とは、その他医療機関の調剤所等(クリーンルーム)を指す。 | 厚生労働省 | 医薬食品局総務課 | 平成24年8月22日に薬事法施行規則を改正し、無菌製剤処理が必要な薬剤を含む処方箋を受け付けた無菌調剤室を有しない薬局で調剤に従事する薬剤師が、他の無菌調剤室を有する薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を行うことを可能とした。 | 平成24年8月22日 | 03-5253-1111(代表) |

構造特区第21次提案募集で提案されたもの

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 府省庁名 | 担当部署課名 | 取組の内容 | 取組の実現時期 | 問合せ先 |
|-------|-----------|-------|-------------|------|--------|-------|---------|------|
|-------|-----------|-------|-------------|------|--------|-------|---------|------|

(3) 要望事項のうち一部について対応済みのもの

| | | | | | | | | |
|--------|---|--|--|-------|--|---|-----------|------------------|
| 120180 | 農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化(慣行水利権における従属発電) | 旧河川法以前より取水している等により河川法の許可があったものとみなす水利使用(以下「慣行水利権」という。))において従属発電を行う場合、以下の方法のいずれかで許可手続きを行っております。 ①慣行水利権について、改めて水利使用許可した上で、従属する小水力発電の水利使用許可に係る申請手続き等を簡素化。 ②慣行水利権はそのまま、小水力発電の水利使用許可については、通常の申請手続きで行う。 | 慣行水利権における農業用水を利用した従属発電に係る水利使用許可手続きの簡素化を図る。 | 国土交通省 | 水管理・国土保全局水政課水利調整室 水管理・国土保全局河川環境課流水管理室 | 慣行水利権における農業用水を利用した従属発電に係る水利使用許可手続きの簡素化の検討を行う。 | H25年度検討開始 | 03-5253-8111(代表) |
|--------|---|--|--|-------|--|---|-----------|------------------|